

国土交通省近畿地方整備局との「災害時における道路啓開作業及び
停電復旧作業の連携に関する協定書」の締結について

2024年4月25日
関西電力送配電株式会社

当社は、本日、国土交通省近畿地方整備局（以下、近畿地方整備局）と「災害時における道路啓開作業及び停電復旧作業の連携に関する協定書」を締結しました。

本協定は、当社供給区域内*において、地震や風水害・雪害等による大規模災害が発生した場合に、近畿地方整備局と当社が相互に協力し、早期の道路交通確保と停電復旧に必要な道路啓開作業を円滑に行うことを目的としています。

これまで、近畿地方整備局の管理道路において、当社電柱の倒壊等により通行を妨げている場合は、当社にて除去作業を行っていましたが、本協定の締結により、当社が安全確認を行ったうえで、近畿地方整備局にて除去作業を実施することも可能になります。また、停電の早期復旧を実現するために、停電復旧に支障となっている樹木や土砂等の障害物の除去が必要となった際には、近畿地方整備局の了解を得たうえで、当社が障害物の除去を行うことが可能になります。

当社は本協定により、近畿地方整備局との連携を一層深めるとともに、災害に伴う停電の早期復旧に努め、電気を安全かつ安定的にお届けすることで、社会の皆さまの暮らしを支えるという大切な使命を果たしてまいります。

※大阪府、京都府、兵庫県〔一部除く〕、奈良県、滋賀県、和歌山県、三重県の一部、岐阜県の一部、福井県の一部

以 上